

朝日石綿側と和解

1986.7.11
長野じん
肺訴訟 賠償1億8千万円で

長野地裁で六月二十七日判決の出た「長野じん肺訴訟」で被告の朝日石綿工業(本社・東京中央区、安部成一社長)は十日、判決を不服として東京高裁に行っていた控訴を取り下げ、損害賠償について子会社の平和石綿と連帯して計一億八千万円を原告側に支払うことを決めた。原告側もこれを受け入れ、和解が成立した。

朝日石綿は判決の中で原告らが働いていた長野市の平和石綿の親会社として損害賠償責任を問われ、平和石綿と連

平和石綿に一億円の融資を行って原告に支払うことを決めた。

帯で約五千万円を支払いを命じられていた。これに対し「親会社ではなく、単なる取引相手」として控訴していたが、その後、原告側との交渉で和解の方向が打ち出されたもの。

十日、原告弁護士団が交渉の結果、朝日石綿は、判決通り自己責任分の慰謝料約五千万円と遅延損害金約二千二百万円、計約八千万円を支払うことで話し合いがついた。また、平和石綿の慰謝料については、朝日石綿が実質的親会社の連帯責任を負い、